

「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」の導入について

区は、「2050年ゼロカーボンシティ」を目標に掲げ、区民や事業者とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を進めてきたところであるが、更なる脱炭素化の推進に向けて、以下のとおり、建築物への再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ利用設備」という。）の設置を促進する「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」を令和7年度より導入することとしたので、報告します。

1 背景及び制度の概要

- 建築分野における太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的活用を目的として、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正され、「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」が令和6年4月1日に施行された。
- これにより、区市町村が再エネ利用設備の促進計画（以下「計画」という。）において再生可能エネルギー利用促進区域を定めることで、当該区域内においては、建ぺい率や高さ等の形態制限の緩和を行うことが可能となり、また、建築士に対する建築主への再エネ利用設備等の説明義務や、建築主に対する再エネ利用設備設置の努力義務、区市町村の情報提供等の努力義務が生じることとなった。（別紙1）

2 計画の策定

建築物省エネ法に基づき、「（仮称）杉並区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画」を策定する。

（1）計画の位置づけ

建築物省エネ法第67条の2第1項の規定に基づき、区内の建築物の再エネ利用設備設置の促進を図る計画として位置付ける。

（2）計画期間

計画の始期は令和7年度とし、終期は杉並区総合計画との整合を図るため、令和12年度とする。ただし、国・東京都の取組の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

（3）計画で定める事項

- 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域
- 再エネ利用設備の種類
- 形態制限の緩和許可の特例適用要件
- 啓発及び普及に関する事項

3 条例の制定

建築物省エネ法に基づき、「（仮称）杉並区再生可能エネルギー利用促進区域における説明義務の対象となる建築物の用途・規模を定める条例」を制定し、再生可能エネルギー利用促進区域において、建築士による再エネ利用設備に関する説明義務の対象となる建築物の用途・規模を規定する。

4 今後の進め方

計画案の作成にあたり、建築士団体等からの意見聴取を実施する。

上記を踏まえて計画案を策定し、杉並区自治基本条例に基づく区民等の意見提出手続を実施する。

5 スケジュール

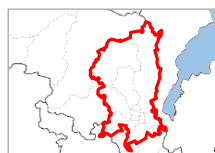
令和6年	11月	計画案の策定、都市環境委員会へ報告
	12月	区民等の意見提出手続の実施
令和7年	1月	計画策定
	2月	令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出 計画策定を都市環境委員会に報告
	6月	条例施行

建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の概要

- 建築物への再エネ利用設備の導入促進のため、改正建築物省エネ法（令和4年6月公布）により「**建築物再生可能エネルギー利用促進区域**」制度を創設。本制度は、令和6年度に施行予定。
- 市町村が促進計画を作成・公表することで、計画対象区域内において、**①建築士から建築主に対する再エネ利用設備についての説明義務**、**②建築基準法の形態規制の特例許可**等を措置。

制度の概要

- 市町村は、基本方針に基づき、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、**促進計画を作成することができる。**



行政区域全体を設定

又は



一定の街区等を設定

計画
公表

※ 住民の意見を踏まえ、気候・立地等が再エネ設備の導入に適した区域を設定。

【促進計画に定める事項（法第67条の2第2項）】

- ・ 再エネ利用促進区域の位置、区域
- ・ 設置を促進する再エネ利用設備の種類
- ・ 建築基準法の特例適用要件に関する事項

- 再エネ利用設備の種類については、国土交通省令で定める再エネ利用設備（下表はその案）から、市町村が選択

次の再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備	太陽光／風力／水力／地熱／バイオマス
次の再生可能エネルギー源を熱源とする熱を利用するための設備	太陽熱／地熱／雪又は氷その他の自然界に存する熱（大気中の熱及び前出の地熱・太陽熱を除く）／バイオマス

計画区域内に適用される措置

建築士による再エネ導入効果の説明義務

- ・ 建築主に対し、設置可能な再エネ設備を書面で説明
- ・ 条例で定める用途・規模の建築物が対象

市町村の努力義務（建築主等への支援）

- ・ 建築主に対し、情報提供、助言その他の必要な支援を行う
（例：再エネ利用設備の設置に関する基本的な情報や留意点）

建築主の努力義務（再エネ利用設備の設置）

- ・ 区域内の建築主に対し、再エネ利用設備を設置する努力義務

形態規制の合理化

- ・ 促進計画に定める特例適用要件に適合して再エネ設備を設置する場合、建築基準法の形態規制について、特定行政庁の特例許可対象とする

【特例許可の対象規定（建築基準法）】

- ・ 容積率 ・ 建蔽率
- ・ 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さ
- ・ 高度地区内における建築物の高さ

